

## 1 次期総合計画策定の趣旨

現在の第5次滝沢村総合計画が平成26年度末に終期を迎えます。

また、総合計画の策定義務が地方自治法から削除された今日、次期総合計画を策定するにあたっては、地方自治をどのように展開するのかの根拠から、新たに考え、構築することが求められています。

※既存の価値観に捉われずに、滝沢市（平成26年1月1日市制施行予定）としての計画（平成27年4月以降）を新たに策定する趣旨から、現段階においては名称を「次期総合計画」と表現させていただきます。

### (1) 策定の背景

本村は、平成17年度にスタートした第5次滝沢村総合計画（期間：平成17年度から平成26年度まで）において、「地域は、地域のみなでつくる」を基本的な考え方とした地域経営の視点での地域づくりを進め、総合計画基本構想を「みんなで共有するための滝沢村の将来像とその役割分担」と位置付けるとともに、総合計画基本構想の実現のため、専ら住民が主体となる計画を「地域ビジョン」、行政主体で行う計画を「基本計画」と区分し、それぞれが共有する将来像に向けて取組んで参りました。

このことは、地域で共通の将来像を掲げ、その実現に向かって各主体が自主的に活動する「ガバナンス」（地域内の各集団のメンバーが中心となり、規律を重んじながら相互協力をすることで全体の目標に向けた、各集団の意思の決定や合意形成を行い、行動することで、結果として全体の円滑な運営が図られること。）への試みでありました。

そのような中、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、総合計画基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは村の判断に委ねられることとなりました。

#### 【地方自治法の一部改正により削除された項目】

第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

このことから、本村が基本構想に求める「共有する将来像」の策定根拠は、現在法令にはなく、次の計画策定にあたっては、住民の意思に基づくものとして条例等で新たに示す必要が生じています。

また、国の政権交代により、1990年代初頭のバブル崩壊から続くデフレの克服のために、インフレターゲットを設定し、大胆な金融緩和措置を講ずるといふ金融政策を展開するに至る一方、道州制基本法案が議員立法により国会へ提案される見込みとなっているなど、地方自治体を取巻く環境も目

まぐるしく変化しています。

さらに、全国的にも経済成長期に整備されたインフラや施設の更新時期を迎えており、高速道路、橋梁、トンネル、地下街等、早急に対応が求められる施設も顕在化してきています。

これは、本村でも例外ではなく、平成24年度に実施した調査の試算では、全てのインフラ及び公共施設を更新するための費用として、1年間で33.8億円の費用が必要となる旨の結果も出ています。

また、地方財政状況調査による扶助費と普通建設事業費との比較を行った場合、性質別経費の内訳では平成22年度に扶助費が30億円（平成6年度は9億8千万円程度）を超え、全体の決算額に占める割合が20%となり、普通建設事業費の約2倍の経費にまで膨らんでおります。

このことは、行政の仕事が、福祉分野、特にセーフティネット分野へと変化している裏付けであります。市制を目前に、この傾向は更に顕著になるものと推察されます。

今回の次期総合計画の策定は、滝沢村の今までの取組み（ガバナンスへの挑戦）、地方自治法の改正（基本構想の策定義務の削除）、行政を取巻く環境の変化（セーフティネットの堅持）を踏まえ、将来に及んで選ばれ続ける滝沢市として、次代の世代が夢と希望を持ち、滝沢市で暮らすことに幸せを感じられるまちづくりを目指す計画として策定するものであります。

## （2）策定の根拠

地方自治法の改正に伴い、総合計画基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは村の判断となりました。

現在の第5次滝沢村総合計画は、滝沢村における最上位の計画として、住民、地域、企業、NPO、議会、行政などの各主体が共有する地域社会計画として位置付けられております。

次期総合計画を策定するにあたっては、第5次滝沢村総合計画と同様に最上位計画と位置付けるための根拠を自治立法権に基づき定立する法の一形式「条例」という形で明らかにすることが必要であると考えます。

さらに、市制を控え、住民が夢と生きがいを持ち、思いやりと触れ合いの中で、地域に絆が生まれ、滝沢市に住むことに幸せを感じる人々が溢れる地域を目指すうえでも、次期総合計画の策定根拠は、将来の滝沢市のあるべき姿として、住民の思いが込められ、策定が進められている条例（自治基本条例（施行目標次期：平成26年4月））に根拠を置くことが望ましいと考えます。

ア 策定根拠 （仮称）自治基本条例

イ 運用根拠 （仮称）行政基本条例、コミュニティ条例、各種例規等

## 2 次期総合計画策定の基本的な考え方

次期総合計画策定趣旨を踏まえ、次期総合計画の策定コンセプトを「住民自治日本一の市をめざす地域社会計画」と定め、策定準備に取りかかるものとします。

※滝沢村が考える「住民自治日本一の市」とは、「住民自らが住みよい地域を考え、思いやりと協力の気持ちを持ち、地域や仲間と関わることに「満足」と「幸福感」を日本一実感できるまち」と仮定します。

※「幸福感」のとらえ方の一例としては、2012年にブータン王国の国王が来日したことで注目を集めた「国民総幸福量（Gross National Happiness, GNH）」という国民一人当たりの幸福を最大化することによって社会全体の幸福を最大化することを目指すべきだとする考えから誕生した、精神面での豊かさを「値」とする指標が挙げられます。これは、国民総生産（Gross National Product, GNP）や国内総生産（GDP）による経済的生産及び物質主義的な側面での「豊かさ」を「金額」で数値化した考えとは異なる考え方であり、第5次滝沢村総合計画において政策マーケティング手法を用いて設定した「めざそう値」に新たな視点として加えることで、既存の各種指標では補足しえなかった民意の把握を試みるものであります。

次期総合計画策定のコンセプトを実現するため、次の基本的な考え方により次期総合計画の策定を進めるものとします。

### 5つの基本的考え

- 住民主体の自治を基本とします。
- 幸福感を育む環境づくりを使命とします。
- 選ばれ続ける自治体を目指すべき姿とします。
- 社会関係資本の醸成を手段とします。
- 絆のセーフティネットの確立を課題とします。

#### (1) 住民主体の自治

地方自治とは、「地方の総合的な運営は地方に委ね、国は国家に係る根幹的な事柄を担当し、かつ、国家全体の総合的な調整を図る」という国と地方の役割分担から、「住民自治」として、地方における政治、行政を住民又は住民代表の意思に基づいて行われること、その実行性を確保するため「団体自治」により国に対して独立の事務、組織、財政力等が確保されなければならないという考えで成り立っています。

つまり、住民の意思による政治・行政が根幹であり、住民主体の自治なくして滝沢市がめざす「住民自治日本一」はありえないものであります。

また、経済の成長期を経て、物質的な豊かさを享受した時代から、少子高齢化が進み、更には人口減少時代に突入した日本において、次代の世代が夢と希望を持ち、人との触れ合いや、助け合いの中で、自己実現が図られる環境が整った自治体こそ、今の時代に求められる心の豊かさ、いわゆる「幸福

感」を実感できる自治体こそが、必要とされる自治体像であると考えます。

これからは、人々に選ばれる自治体に変わるために、第5次滝沢村総合計画において推進を図り、培ってきた「住民協働」をより進化させた「住民主体」の自治を目指すことを次期総合計画策定の根幹となる考え方に据えるものであります。

## (2) 幸福感を育む環境づくり

幸福感は、人それぞれであります。しかし、幸福でない状態はある程度共通しているものと考えられます。

このことから、憲法に規定する基本的人権を踏まえ、人々が幸福でない状態を作らないための生活環境づくりが、一義的に税金を投入して行われるべき分野であり、真っ先に住民が行政に負託する分野と考えることができます。

この分野は、憲法で謳う社会権（人間らしい最低限の生活を国に保障してもらう権利）を指すものであり、地方自治体においても法定受託事務として生活保護の事務を行うとともに、自治事務としても様々な行政サービスを行っております。

つまり、行政は、住民の皆さんがそれぞれ掲げる目標に向かい、行動するための環境づくりを担うことにより、住民の皆さんの幸福感に寄与することが求められるものであります。

過去、経済成長を背景として、国も地方もインフラの整備、公共施設の建設をはじめ、様々な行政サービスを展開して参りました。

しかし、経済が低迷し、国と地方の借金が合わせて1千兆円目前となり、更には税収が国の予算の半分にも満たない今日、行政は、憲法に規定する基本的人権を再度踏まえ、自らの団体自治の能力の範囲内で、効果的な行政サービスを展開することが求められています。

戦後の経済成長により、日本は世界有数の経済大国となり、私たちの身の周りはモノで溢れる豊かな社会を実現しました。しかし、幸福については、世界的な調査(世界幸福地図や地球幸福度指標など)を見る限り、必ずしも経済発展とは一致しないことが伺えます。

「幸福」は、「モノ」の充足により得られるものではなく、幸福とすることができる「心の豊かさ」の問題であり、「モノ」が溢れ、世界的に見ても社会基盤が整備された現代の日本社会においては、さらなる「モノ」やインフラ整備、公共施設の充足は、社会全体として、これ以上、幸福に寄与しないことに、誰もが気づき始めています。

これからは、「モノ」の充足ではなく、人々がそれぞれの価値観を尊重し、受け止めながら、自己の価値観に基づいて幸福を感じることができる「心」の充足による社会の構築が求められるものであり、人々の心の豊かさを社会として育むことに他有りません。

憲法第13条に謳われる「幸福追求権」を支える基盤として、住民の負託による行政サービスが行われ、その基盤の上で安心して個々の幸福が追求さ

れるとともに、滝沢市で暮らす人々が、日常に多くの幸せを感じとれる、心の環境づくりを新たに次期総合計画の使命として位置付けるものであります。

### (3) 選ばれ続ける自治体

全国的な人口減少時代の中にあって、滝沢村は人口が増加する数少ない自治体であります。これからも、様々な場面で選ばれ続ける自治体であり続けるためには、次代の世代へ自信を持って引き継げる環境づくりが必要です。

そのためには、現役世代をはじめ、滝沢市の将来を担う世代が、滝沢市に愛着を持ち、夢と希望を抱きながら暮らし続けるとともに、滝沢市に惚れ、夢を抱いて移り住む未来の住民までを見据えた計画づくりが求められます。

従って、次期総合計画の策定には、現役世代の参画はもとより、次世代の参画、さらには滝沢市で学び、働く人々の意見も聴きながら策定することが、必要不可欠な条件となります。

市域を越えて様々な世代に選ばれ続ける魅力ある自治体となることが、次期総合計画の目指すべき姿であります。

### (4) 社会関係資本の醸成

社会関係資本とは、「信頼」「互酬性の規範」「絆」による他人との結び付きを資本と捉え、その資本を強化することで、市場原理によらない価値を産み出すことができると言われています。

つまり、社会関係資本という、心を介した人々の触合いの場を設けることで、思いやりや助け合いを様々な生活の場面で感じることであれば、結果として、社会関係資本自体が幸福感を産み出す一つの要素に成り得るものと仮定することができます。

この仮説に基づき、滝沢市で暮らす人々が、ライフステージや生活環境ごとに、それぞれのテーマに応じて日常的に幸福を感じられる社会関係資本を醸成することができれば、「モノ」の充足では得られなかった「幸福」や「心の豊かさ」を滝沢市で暮らすことにより獲得できる可能性があらわれるものであり、インフラ整備等に代わる住民満足の新たな手段として、次期総合計画に位置付けるものであります。

### (5) 絆のセーフティネットの確立

現在、国と地方の借金は、財務省のホームページによると平成 24 年度末に 940 兆円（対 GDP 比 196%）に達する見込みと記されております。

進む高齢社会により、社会保障費の増加は国の財政を圧迫し、社会保障と税の一体改革に伴う給付の抑制と消費税の増税など、住民の負担は増すことが確実視されています。

このような国の動きを踏まえつつも、次期総合計画の策定においては、住民の福祉の向上を責務とする基礎自治体として、法令に基づく行政サービスに加え、社会関係資本を介した時代と地域のニーズに合致する滝沢市独自の

セーフティネットの構築が課題となっています。

これら5つの基本的な考えにより、滝沢市で生活することに、安心と充実を感じ、もって住民の幸福感と地域社会を自ら担う意思を醸成する次期総合計画の策定を進めるものであります。

また、次期総合計画の推進において、幸福感がわかる滝沢市を実現するために、滝沢市民が共有できる「幸福感をあらわす指標」の策定と活用を検討します。

### 3 次期総合計画の構成及び期間

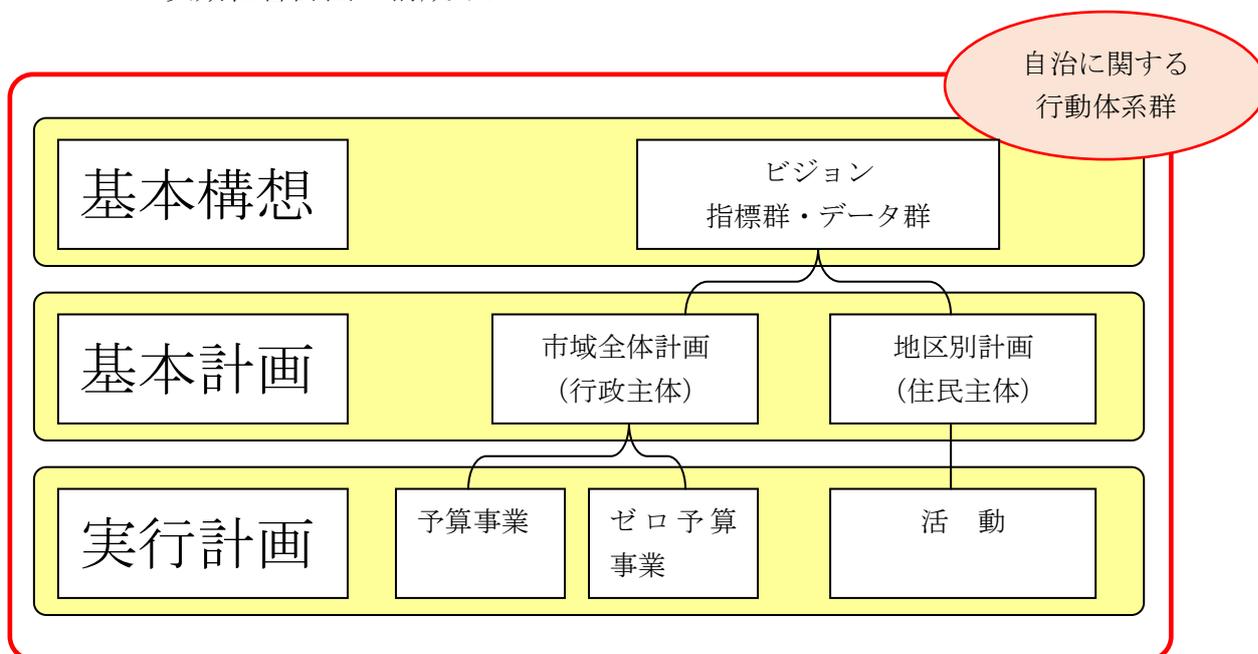
次期総合計画は、現在策定を進める自治基本条例の目指すべき地域の将来像の実現のために、同条例が定める滝沢市民としてのルールと役割を踏まえながら、住民をはじめ、滝沢市に関わる様々な主体が、滝沢市で暮らし、働き、交わることに「幸福」を感じるために、全ての主体が共有する行動計画という位置付けで策定します。

そのうえで、次期総合計画の構成は、第5次滝沢村総合計画を踏襲しつつ、平成12年に村内10地区のまちづくり委員会が25年後の地域を描いた「地域デザイン」と次期総合計画の基本構想部分との融合を図ることとします。

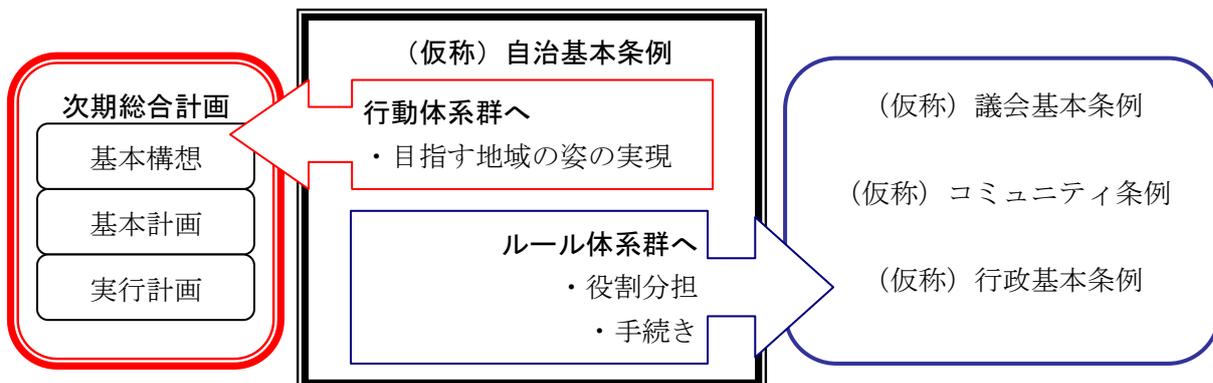
また、次期総合計画における基本計画部分に、地域デザインの具現化を目的に策定された「地域ビジョン」を住民主体の地区別計画として再構築し、次期総合計画において地区ごとの特色ある活動の可視化を図ることを検討します。

#### (1) 構成

##### ア 次期総合計画の構成イメージ



##### イ 次期総合計画と（仮称）自治基本条例との関係イメージ



(2) 期間

次期総合計画の計画期間は、首長の任期の2倍（2期分）である8年間とし、前期、後期を首長任期と同期間である4年間とします。

ア 基本構想期間を8年間。

イ 基本計画期間を前期、後期それぞれ4年間とします。

ウ 実行計画は1年毎としますが、行政計画は、向こう3年分の事業の見直しを行うものとします。

エ 地区別計画に係る内容は今後の検討課題となります。

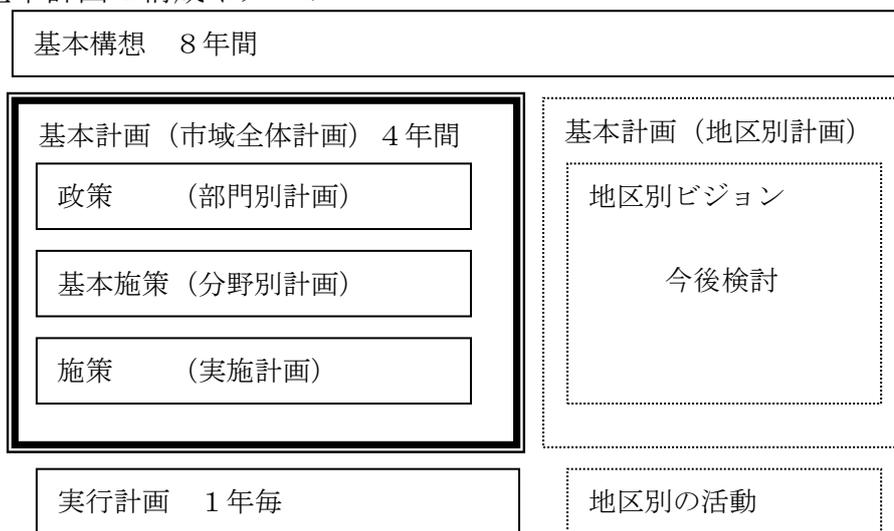


#### 4 次期総合計画と各種計画との調整

次期総合計画の構成を3層構造（基本構想、基本計画、実行計画）とする中で、法令や国、県等が定める上位計画に基づき策定される各種計画の取扱いについては、次のとおり整理いたします。

##### (1) 基本計画の構成（部門別計画と分野別計画）

基本計画の構成イメージ



基本計画は、第5次総合計画を踏襲し、政策、基本施策、施策の3層構造とします。

その上で、部門別計画、分野別計画、実施計画を次のとおり区分します。

##### ア 部門別計画

基本計画を各部門別に区分した計画。計画期間は4年間。

- ・各政策単位の全体計画（例 （仮称）産業振興計画、地域福祉計画、（仮称）都市整備計画、教育の振興のための施策に関する基本的な計画等。）

##### イ 分野別計画

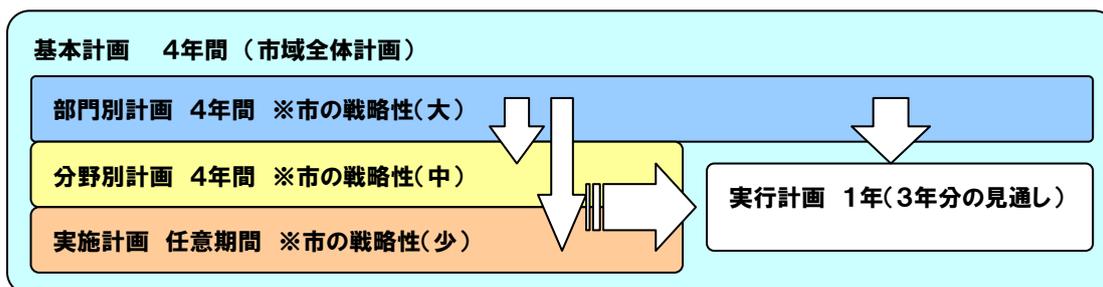
複数の施策が関係する計画。計画期間は4年間又は4年毎の見直し。

- ・特定分野における計画（例 都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画、滝沢村男女共同参画計画、滝沢村国民保護計画等。）

##### ウ 実施計画

施策の展開のため、実行計画の進捗を管理する計画。任意期間。

- ・特定の事業における進捗計画（例 高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、滝沢村道路修繕計画等。）



(2) 各種計画の見直し

各種計画の計画期間は、原則、次期総合計画の期間に合わせるものとし  
ます。ただし、分野別計画、実施計画に位置付けられる、法令又は国や県の上  
位計画に基づき策定が義務付けられている計画については、次の方針のもと、  
調整を行うこととします。

計画区分	計画期間	調整年限
分野別計画	4年間	既存計画 2015年又は2019で改定。
		新規作成 2015年で作成。
実施計画	任意期間	策定趣旨又は目的に総合計画との関係 を加筆修正。2015年で調整。
任意計画	4年間	既存計画 2015年又は2019で改定。

## 5 次期総合計画策定の基本データ

次期総合計画に、計画の根拠となるデータを重要データとして明示すると共に、付属資料として定期的にデータの更新を行い、次期総合計画が各部門において策定される各種計画の策定根拠とします。併せて、各種計画に用いるデータを参考データとして同様に付属資料に掲載し、データの更新内容を明らかにすることとします。

- (1) 重要データ（人口指標、土地利用計画、財政計画）
- (2) 参考データ（道路、上下水道等整備率、健診受診率、平均寿命等）

## 6 次期総合計画策定のための体制及び役割分担

「住民自治日本一の市を目指す地域社会計画」を策定するためには、住民主体による計画の議論が求められます。

策定にあたり、住民、企業、各種団体、自治会等の様々な主体が参画する機会を設けると共に、ライフステージごとに策定に参画する組織を設け、より身近で分かりやすい次期総合計画を策定します。

### (1) 基本構想構築体制

#### ア 滝沢村総合計画審議会

(ア) 役割 計画策定に関する諮問に対する審議と答申。

#### イ 住民組織

(ア) 役割 滝沢村の歴史や文化を学んだうえで、世代ごとに「幸福」を感じる指標を検討するとともに、第5次滝沢村総合計画において設定した「めざそう値」の評価を行います。

(イ) 人選 無作為抽出による各世代の方々に参画を依頼します。

#### ウ 庁内組織

(ア) 役割 次期総合計画基本構想策定に関する総合調整

(イ) 名称 (仮称) 次期総合計画策定本部

a 構成 本部員（村長、副村長、教育長、各部長）と作業班（課長級）を置く。必要に応じて特定の課題を調査検討するワーキンググループを置く。

b 設置期間 平成25年5月から平成27年3月31日

### (2) 基本計画構築体制

#### ア 滝沢村総合計画審議会

(ア) 役割 計画策定に関する諮問に対する審議と答申。

#### イ 庁内組織

(ア) 役割 次期総合計画基本計画策定に関する総合調整

(イ) 名称 (仮称) 次期総合計画基本計画策定本部

- a 構成 本部長（村長、副村長、教育長、各部長）と作業班（課長級）を置く。必要に応じて特定の課題を調査検討するワーキンググループを置く。
- b 設置期間 平成26年4月から平成27年3月31日

## 7 次期総合計画策定スケジュール

### (1) 平成25年度

- 5月 次期総合計画策定方針策定、プロジェクトチーム発足
- 6月 次期総合計画策定方針の説明（議会・総合計画審議会）  
※議会、総合計画審議会への説明等については、今後協議。  
新めざそう値の庁内検討及び庁内案の取りまとめ（幸福度・新めざそう値）
- 7月 村政懇談会（幸福度・新めざそう値の庁内検討案の提示）
- 8月 村政懇談会、住民組織の募集（無作為抽出、交渉）
- 9月 村政懇談会、住民組織の発足（村に関する学習実施）
- 10月 新めざそう値の策定。幸福度に関するアンケート実施・取りまとめ。  
住民組織と職員による新めざそう値の検討。
- 11月 住民組織と職員による基本構想の検討開始。
- 12月
- 1月 住民組織と職員による基本構想の検討終了。
- 2月 基本構想の概要策定開始。
- 3月 基本構想の概要策定終了。

### (2) 平成26年度

- 4月 基本計画（全体計画・地域別計画）検討開始
- 5月
- 6月 基本計画（全体計画・地域別計画）概要案策定。
- 7月 村政懇談会（基本構想、基本計画（地域別計画））
- 8月 村政懇談会（基本構想、基本計画（地域別計画））
- 9月 村政懇談会（基本構想、基本計画（地域別計画））
- 10月 基本計画策定（全体計画（行政）地域別計画（地域））開始
- 11月 基本計画策定（全体計画（行政）地域別計画（地域））
- 12月 基本構想、基本計画素案確定。
- 1月 基本構想、基本計画のパブリックコメント実施。
- 2月 基本構想、基本計画の最終調整。
- 3月 基本構想、基本計画の議会提案。

### (3) 平成27年度

- 4月 次期総合計画スタート